

## 第19期東村山市社会教育委員会議（第16回）次第

日 時 平成24年11月22日(木)

午後7時から

場 所 いきいきプラザ教育委員会室

### 1. あいさつ

### 2. 報告事項

(1) 第54回全国社会教育研究大会山梨大会兼第43回関東甲信越静社会教育研究大会

(2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第4ブロック研修会

(3) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会 会則の一部改正に関する説明会

(4) 東村山市青少年健全育成大会

(5) 東村山市児童育成計画推進部会

### 3. 協議事項

(1) (仮称)生涯学習計画への意見反映

- 東村山市生涯学習協議会について
- 東村山市の生涯学習の基本とは
- 地域の特色を学ぶ教育の推進

### 4. その他

(1) 第18回会議日程について

- 平成25年1月 日( ) 午後7時から 教育委員会室

第17回会議日程

日時：12月18日(火)午後7時から

教育委員会室

## 東村山市生涯学習協議会委員名簿

任期 平成24年10月15日～平成25年3月31日

## 学識経験者（1名以内）

	氏名	性別	ふりがな	役職・所属等
1	高山 博之	男	たかやま ひろゆき	京都教育大学名誉教授

## 学校教育関係者（1名以内）

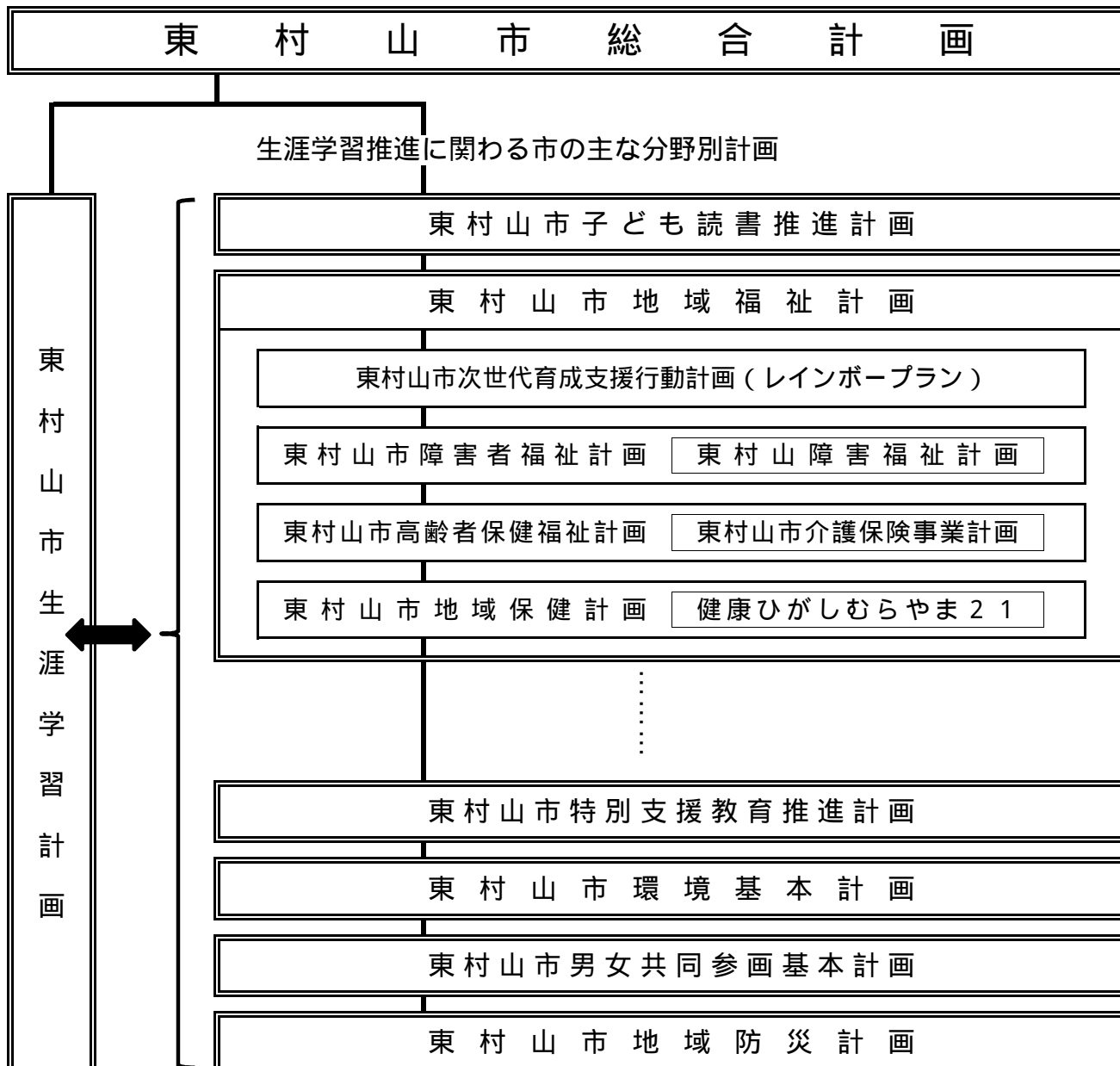
	氏名	性別	ふりがな	役職・所属等
2	田所 徳雄	男	たどころ とくお	東村山市立東村山第三中学校統括校長

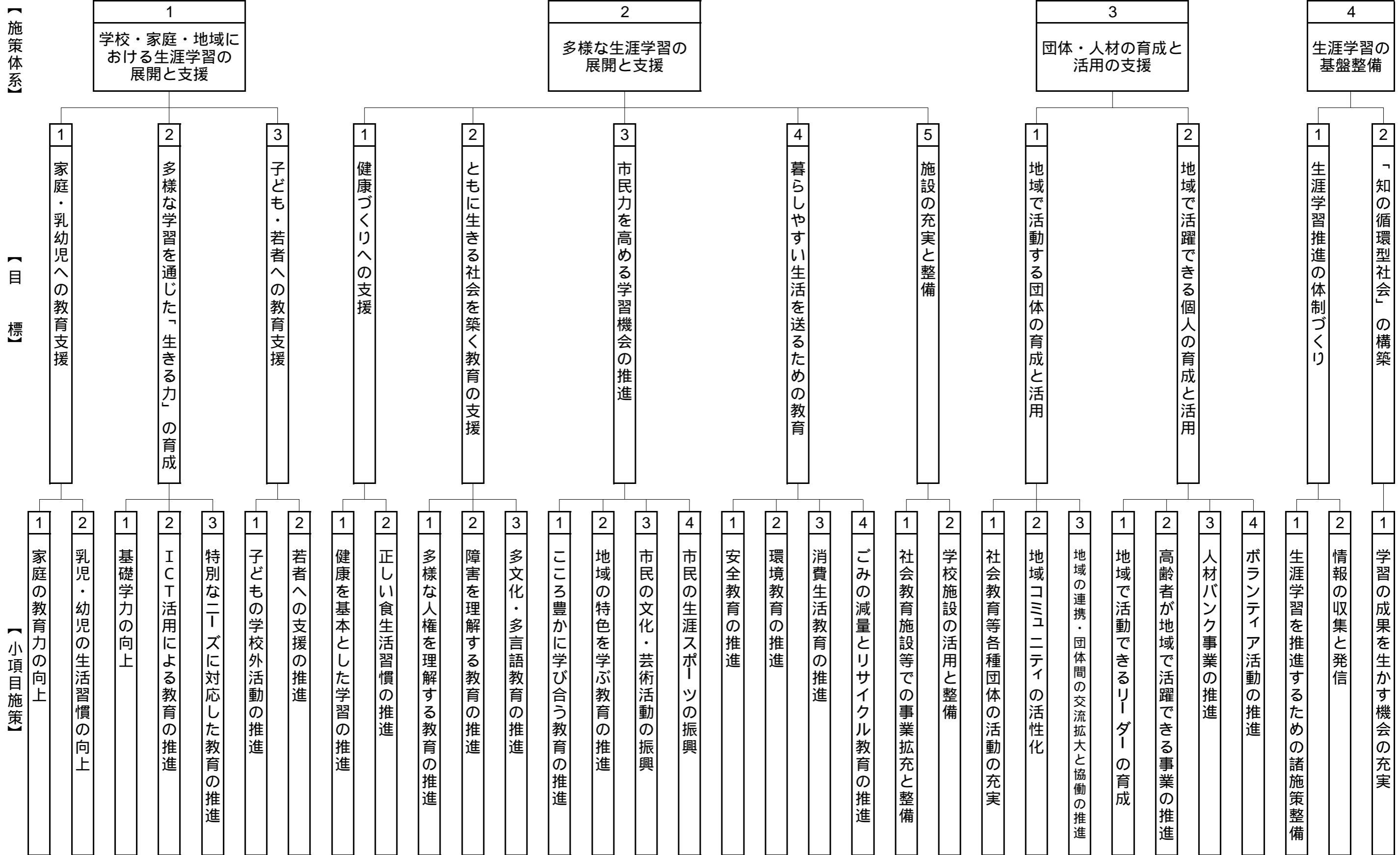
## 生涯学習に関する団体等に属する者（11名以内）

	氏名	性別	ふりがな	役職・所属等
3	金子 邦雄	男	かねこ くにお	NPO法人東村山市文化協会
4	齋藤 直広	男	さいとう なおひろ	公益社団法人東村山市体育協会
5	榎本 泰之	男	えのもと やすゆき	東村山市私立幼稚園連絡協議会
6	飯塚 岩雄	男	いづか いわお	東村山市老人クラブ連合会
7	福島 真理	女	ふくしま まり	東村山市立小・中学校PTA連合協議会 会長
8	小野寺 隆	男	おのでら たかし	東村山市社会福祉協議会
9	荻野佳津子	女	おぎの かずこ	東村山子ども劇場
10	大野 清吉	男	おおの せいきち	東村山市保健推進員
11	佐藤 公子	女	さとう きみこ	法務省人権擁護委員
12	小山利加子	女	こやま りかこ	四中ホリデーネット代表
13	近藤 満雄	男	こんどう みつお	東村山市青少年対策地区委員会 連絡協議会理事長

## 公募による市民（2名以内）

	氏名	性別	ふりがな	役職・所属等
14	小林 幸代	女	こばやし ゆきよ	公募市民
15	金子 明子	女	かねこ あきこ	公募市民





# 東村山市生涯学習計画策定の骨子（案）

## 第1章 生涯学習計画の概要

### 第1節 計画の目的

### 第2節 計画の位置付けと計画期間

## 第2章 生涯学習をめぐる現状と課題

### 第1節 生涯学習を取り巻く主な社会の背景

### 第2節 生涯学習に関する主な動向

### 第3節 東村山市における現状と課題

## 第3章 生涯学習計画の基本的考え方

### 第1節 計画の基本理念

### 第2節 基本目標と施策の体系化

### 第3節 施策体系図

## 第4章 生涯学習の方向と施策の展開

### 第1節 施策体系1 学校・家庭・地域における生涯学習の展開と支援

#### 目標1 家庭・乳幼児への教育支援

#### 目標2 多様な学習を通じた「生きる力」の育成

#### 目標3 子ども・若者への教育支援

### 第2節 施策体系2 多様な生涯学習の展開と支援

#### 目標1 健康づくりへの支援

#### 目標2 とともに生きる社会を築く教育の支援

#### 目標3 市民力を高める学習機会の推進

#### 目標4 暮らしやすい生活を送るための教育

#### 目標5 施設の充実と整備

### 第3節 施策体系3 団体・人材の育成と活用の支援

#### 目標1 地域で活動する団体の育成と活用

#### 目標2 地域で活躍できる個人の育成と活用

### 第4節 施策体系4 生涯学習の基盤整備

#### 目標1 生涯学習推進の体制づくり

#### 目標2 「知の循環型社会」の構築

## 計画の目的

我が国において、生涯学習の考え方が提唱されたのは、昭和56年6月11日に出された、中央教育審議会の答申「生涯教育について」です。その後、臨時教育審議会（昭和59年～62年）において、生涯教育の言葉が生涯学習に替わり、学習者の立場を尊重する社会の実現を提唱しました。

一般的に、生涯学習といわれる考え方は、昭和40年にユネスコのポール・ラングランが初めて提唱したもので、日本には「生涯教育」として紹介されました。これを受けて、中央教育審議会が、「生涯教育について」の答申を出し、我が国における「生涯教育」の指針を示しました。この中では、「各人が自発的意思にも基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と述べられ、我が国における生涯学習概念のスタートとなりました。

その後、昭和59年から62年にかけての臨時教育審議会では、生涯教育の言葉に替わり生涯学習の言葉を用いて、学習者の立場を尊重する「生涯学習社会」の実現を提唱しました。昭和から平成に年号が代わった直後の平成2年には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に基づき国に生涯学習審議会が設置され、平成4年には、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」と題する答申を最初に出しました。この中で、「生涯学習社会」の実現を目指すべきことを提言しており、この考え方はそれ以降の生涯学習審議会にも引き継がれ、文教行政の政策目標の1つとなりました。

平成18年には、昭和22年に制定された「教育基本法」が改正されました。その中で、生涯学習についての条項が第3条として新規に追加されました。その条文は、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されました。この条文では、生涯学習に関する条件整備を社会的に進めていく法的根拠となりました。これまでの教育基本法で掲げられてきた、人格の完成や個人の尊厳など普遍的な理想は大切にしつつ、生涯学習の理念が規定されたのです。

本計画は、東村山市における生涯学習の礎としてのものであり、多様な価値観が並び立つ現在のライフスタイルをできるだけ反映させた計画となっています。

## 社会教育行政のいま

社会教育行政は、「時代の要請」に応え、効率的な運営を行うため、組織と事業内容の細分化を行い、市民の生涯学習ニーズに応えてきました。それは、「個人の要望」でもありました。「図書館にある本で、良質な知識を得たい。」「公民館の事業で、新しい技術・考え方を学びたい。」「スポーツを通して健康づくりをしたい。」「東村山市の生い立ちや歴史を知りたい。」など、市民の幅広い「要望」に応えてきました。

第4次総合計画では、今後のまちづくりに向けた重点課題として、「市民力を育む生涯学習の振興」が掲げられました。これが意味することは、教育基本法の改正により、生涯学習が明文化されたことや、文部科学省や東京都の生涯学習審議会の答申に見ることができる「社会の要請」もさることながら、この東村山市に暮らし、これからも住み続けたいと願う市民のみなさんひとりひとりの「個人の要望」でもあります。

東村山市として取り組むべき、生涯学習社会を実現するために、既存の社会教育施設やその他、市長部局で行っている業務を横断的に体系化し、市民のみなさんの「要望」に応じていくことが必要です。

より充実した生涯学習を実現するためには、その理念を具現化する社会教育行政が重要となってきます。社会教育は、生涯学習の概念の一部であり、家庭教育・学校教育と共に、その理念を具現化するためのライフステージごとに区切られた教育の概念です。生涯学習を充実させるために、いままで行ってきた教育の仕組みをさらに充実させることが求められています。

### 東村山市の生涯学習を進めていく上での現状と課題

#### (1) 学校・家庭・地域の連携、協力の強化と社会全体の教育力の向上

都市化・核家族化・少子化の進行に伴い、家庭を取り巻く状況が変化し、子育ての孤立傾向が見られます。また、基本的な生活習慣やしつけなど家庭の教育力の低下がみられています。一方では地縁的なつながりの希薄化などにより、今までは地域の大人が子どもたちに自然に教えてくれていた社会のルールやマナーなどの習得など、これまで地域が果たしてきた役割や機能にも低下がみられています。

このような中、東村山市では学校での児童や生徒の個々に対応した学習や生活指導に加え、学校を地域で支えることを目的に「学校評議員制度」や土曜日の学校が休みの日を利用して「土曜講座」、放課後の子どもの安全・安心な居場所として「放課後子ども教室」などに取り組んでいます。

今後は、家庭の教育力向上をための支援を進めるとともに、地域の力を取り組み、豊かな教育となるよう、PTAや保護者組織、青少年対策地区委員会等の団体との協力体制を強化し、学校外の活動の機会を増やすなど、地域の教育力の向上に努めることが重要となります。

また、教育部、子ども家庭部の双方で家庭教育の支援や子育て支援について連携し、有

機能的に機能するよう取り組んでいく必要があります。

## (2) 市民の要望する学習機会の提供と市民参加の促進

平成24年度に行った「市民意識調査」から、以下のような結果が分かります。

項目	満足度	不満度
市民や地域主体の生涯学習活動への支援	12%	12%
スポーツ活動の振興	22%	10%
歴史・伝統文化の保護・振興	27%	7%

3つの項目では、満足度が不満度と拮抗しているか、上回っています。

現在、東村山市では、教育部を中心に様々な学習機会の提供やスポーツ機会の提供を行っています。公民館では趣味や教養、暮らしに役立つもの、現代的な課題に対応する各種講座やホールでも催しを実施しています。ふるさと歴史館では、郷土が培ってきた市内の重要な文化財や伝統行事を保存すべく、市民への啓発を行っているほか、たいけんの里での様々な体験事業を実施しています。市民スポーツセンターでは、公益社団法人東村山市体育協会や株式会社東京ドームスポーツなどが各種スポーツ教室やイベントなどを実施しています。また、生涯学習施設として中央図書館をはじめ4館の分館があり、本の貸し出しだけでなく、様々な情報提供を行い、市民の生涯学習を支援しています。

社会教育施設以外では、市長部局や市民団体等により、市内各所の「ふれあいセンター」や「集会施設」、市民ステーション「サンパルネ」、市民センター」などを使用した中で、市民の参画を得ながら様々な取り組みや事業が実施されています。

これからもさらに多様な学習機会の提供や場の充実を図り、だれでも利用しやすく親しみやすい施設になるよう努めていくことが必要となります。また、市民も事業に参加するだけではなく、自ら進んで事業の企画・立案を行うなど、協働と参画を推進することが重要となります。

## (3) 地域で活躍できる人材の育成と活用

市内には、生涯学習活動や自分の職業経験等を通して、様々な知識や技能を身に付けた市民が数多くいます。これらの市民の知識や経験、技能は市にとっても「大きな財産」です。学習成果や今までの経験や知識を人のために役立てたいと考えている市民も多くいます。また、学習成果や特別な技能はないが、自分の今までの経験を活かして、地域の活動に参加したり、役立つためのボランティア活動に参加したいと考えている市民もいます。これらの市民は潜在的に多くいることが伺えます。

今後は、これらの様々な知的財産を持つ市民の能力を活かし、市民による主体的な地域づくりを進めていくことが重要となります。そのため、地域で活躍できる人材の発掘が重要になってきます。具体的には、コーディネーターの育成や人材バンクの仕組みづくりの再検討、ボランティアを必要とする団体や組織などの登録制度など、一層の人材発掘や活



用の仕組みづくりについて検討が必要となります。

#### (4) 地域団体・グループ活動への支援

市内には文化・芸術・歴史などの活動団体、様々な学習グループ、仲間づくりや健康づくりを目的としてスポーツ活動団体、子どもたちの健全育成や体験活動を実践する団体、様々な分野で活躍するボランティアグループなど多種多様の団体・グループが活動しています。これらの団体はすべて生涯学習活動を実践していて、市民のため学習・健康・体験活動・ボランティア活動などの重要な受け皿となっています。しかし、これらの団体、グループの多くが設立から20年、30年など多くの年数を過ぎ、会員の高齢化や組織の硬直化、新たな会員や人材の確保の困難など、課題が出てきています。

そのような中、多くの市民が生涯学習活動やボランティア活動などに興味を持っていて、それらの活動を行いたいと願う市民がいる半面、それらの生涯学習活動を行っている団体の情報が広く伝達されていないなどの課題が見受けられます。

東村山市では、こうした生涯学習団体やグループ等のPRや情報提供を進めるとともに、活動を行う上で必要な支援に努め、団体間の相互交流や連携の仕組みづくりなどを促進していく必要があります。

#### (5) 生涯学習を推進・活性化を進めるための学習情報提供

東村山市では、「市報」、「きょういく東村山」、「市のホームページ」、自治会を通じた「回覧」などにより、生涯学習に関する情報を市民にお知らせしています。社会環境の急速な変化の中、溢れる情報の中からの的確な情報を選択することがますます必要となっています。

今後は、これらの生涯学習に関する情報を一層市民に分かりやすく役立つ内容へと充実させるとともに、情報の発信に工夫を凝らし、広く活用を呼びかけていく必要があります。また、東村山市では、これからも学びたい市民と、伝えたい市民をつなぐための情報提供の方法を充実していく必要があります。

#### (6) 社会教育施設の充実・整備

市内の社会教育施設は、設立過程や事業など、それぞれの歴史を持ち、市民に親しまれる施設として、生涯学習・社会教育の実践、学習・情報収集・友だちづくり・健康維持の場となっています。多くの市民はこれらの施設に愛着を覚え、これから先も事業の充実など期待をしていると思われます。

しかしながら、いずれの施設も老朽化してきており、施設の整備・維持管理が適切に行われなければならない状況となっています。このような中、「公共施設再生計画」に基づいた施設の改修等が課題となっており、施設のあり方や施設の持つ特質性を有効に活用するなど検討することが数多くあります。